

令和6年3月 認可外保育事業者向け説明

議事 No.	議事内容	対象事業者			問合せ先
		施設型	居宅 訪問型	企業 主導型	
1	施設型に対する指導監督について	○		○	保育・教育運営課 045-671-3564
2	居宅訪問型に対する指導監督について		○		
3	認可外保育施設に対する助成金	○	○	○	
4	事故防止と事故対応	○	○	○	
5	本市主催の研修のご案内	○	○	○	保育・教育支援課 045-671-2397
6	施設等利用費（提供証明書）	○	○	○	保育・教育給付課 045-671-0233
7	利用状況報告書（企業主導型）			○	
8	幼児教育・保育の無償化に伴い 特定子ども・子育て支援施設等が備える べき基準について	○	○	○	保育・教育運営課 045-671-3564
9	「ここ de サーチ」による 市民への情報提供	○	○	○	
10	事務連絡	○	○	○	
11	無償化認定手続きに係る 保護者へのご案内について	資料配付のみ			保育・教育認定課 045-671-0253
12	認可外保育施設指導監督基準について ※別音声動画あり	○	○	○	保育・教育運営課 045-671-3564

■説明会資料アップロード先

- ・認可外保育施設を開設されている方へ（開設をお考えのかたへ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-voji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai>

- ・認可外保育施設を開設されている方へ（居宅訪問型の開設をお考えの方へ）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-voji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai>

1. 施設型に対する
指導監督について
＜対象施設＞

施設型

企業主導型

認可外保育施設（施設型・企業主導型）に対する指導監督について

1 定期立入調査について

横浜市では全ての認可外保育施設に対し、年一回、定期立入調査を行っています（「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」第2の3（1））。上記立入調査では「認可外保育施設指導監督基準」に適合しているかを確認しています。

別紙説明資料「認可外保育施設指導監督基準について（施設型・企業主導型向け）」及び音声動画をご確認いただき、基準に沿った運営を行っていただきますようお願いいたします。

なお、定期立入調査以外にも、児童の処遇の観点から必要性がある場合には、立入調査を行う場合があります。

【（参考）令和4年度立入調査結果】

立入実施施設数	文書指導あり （未改善）	口頭指導のみ （未改善）	指導事項なし （改善済み含む）
364 施設	21 施設	4 施設	339 施設

【（参考）指導項目の内訳（延べ数）】

基準を満たしていない施設数	R2 年度	R3 年度	R4 年度
保育に従事する者の数	4	7	4
保育に従事する者の複数配置	2	6	
保育に従事する者の有資格者の数	15	14	10
保育室等の構造設備及び面積	5	5	4
非常災害に対する措置	6	1	5
保育室を2階以上に設けている場合の条件	3	2	4
保育内容	2	1	3
給食	1	10	2
乳幼児の健康状態の観察	0	0	0
乳幼児の発育チェック	0	2	0
乳幼児の健康診断	4	6	9
職員の健康診断	5	4	8
医薬品等の整備	0	0	0
感染症への対応	0	0	0
乳幼児突然死症候群の予防	0	0	0
健康管理・安全確保	1	6	6
利用者への情報提供	14	8	9
備える帳簿	3	6	5

【(参考) 特に指導・質問が多かった項目】

①保育に従事する者の有資格者の数 <基準第1の1(2)および2(2)ア>

定員6人以上:保育に従事する者のおおむね三分の一以上、保育士または看護師(准看護師含む)の資格を有する者であることが必要。

定員5人以下:1人以上は、保育士または看護師(准看護師含む)の資格を有する者または都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修等を終了したものであることが必要。

★以下のような状態は有資格とは認められません。今一度ご確認ください。

- ・保育士、看護師(准看護師)以外の資格を持っている。
(例:保母資格、チャイルド minder、幼稚園教諭 等)
- ・保育士試験には合格したが、保育士登録をしていない。
- ・結婚等により苗字が変わった場合に、資格証の改姓手続きをしていない。

②児童の健康診断 <基準第7(3)>

継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。

★「継続して保育している児童」とは、

契約の有無、種類に関わらず、週3回(月12回)以上の利用を半年継続している児童

③救命救急訓練の実施 <基準第7(8)キ>

事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

★すべての職員が外部研修を受講することが望ましいですが、外部講習の受講者が園内で職員向けに研修を実施することも可としています。

★実際に事故等が起きた際に、適切に対応できるよう、実践での訓練をお願いします。

2 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書について

前年度の立入調査で基準に適合している施設については、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」(以下、証明書)を交付しております。

この証明書が発行された認可外保育施設は、証明書に記載されている有効期間において、保育施設の利用料にかかる消費税が非課税となります。詳細は国税庁のHPをご確認ください。

【注意】

証明書有効期間内であっても、指導監督基準違反が判明した場合や、特別立入調査等で文書指導が発出された場合は、証明書を返還することになりますのでご注意ください。

3 幼児教育・保育無償化の経過措置終了について

令和元年10月から開始した幼児教育・保育無償化（以下、無償化）は、待機児童対策等の観点から、認可外保育施設も対象となっており、子どもたちの安全確保が最優先であることを踏まえ、認可外保育施設指導監督基準（以下、指導監督基準）を満たしている施設のみが対象とされています。しかし、在園児の処遇を鑑み、5年間の経過措置により、指導監督基準を満たしていない施設についても対象とされてきました。

令和6年10月以降は、本経過措置が終了し、上記2で説明した証明書の交付を受けた施設のみが無償化の対象施設となります。現在無償化対象施設であっても、令和6年10月以降有効な証明書が交付されていない施設については、無償化対象外となりますのでご注意ください。

※令和5年度定期立入調査結果に基づく証明書は、令和6年4月下旬に交付予定です。

2. 居宅訪問型に対する 指導監督について

<対象施設>

居宅訪問型

認可外保育施設（居宅訪問型）に対する指導監督について

1 認可外保育施設指導監督基準について

認可外保育施設指導監督基準（以下、指導監督基準）は、認可外保育施設を運営するにあたり、守るべき内容が記載されています。

説明資料「認可外保育施設指導監督基準（居宅訪問型向け）」及び音声動画をご確認いただき、基準に沿った運営を行っていただきますようお願いいたします。

※上記基準、説明資料及び音声動画については、本市HPにも掲載しています。

「認可外保育施設を開設されている方へ（居宅訪問型の開設をお考えの方へ）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai-kyotaku.html>

2 立入調査に代わる集団指導研修について

国は、居宅訪問型認可外保育事業者に対して、立入調査に代え、講習等の集団指導を年1回以上行うこと、と定めています（認可外保育施設指導監督の指針 第2の3(1)立入調査の対象）。

そのため、居宅訪問型認可外保育事業者を対象とした集団指導研修を毎年受けていただく必要があります。研修の詳細については、決まり次第、お知らせいたします。

【研修の所要時間】 1～2日（予定）※原則、集合型研修（予定）

【研修実施時期】 秋～冬頃（予定）

※本研修は指導監督基準で規定される資格を満たすための研修ではありません。

※集団指導研修と合わせて、指導監督基準に適合しているか、書面調査（セルフチェック）を行います。

3 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書について

以下、(1)(2)全てを満たす事業者に対しては、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」（以下、証明書）を発行します。

(1) 「居宅訪問型（ベビーシッター）事業者に対する集団指導研修」を受講していること。

(2) 指導監督基準を遵守していること（資格証等の写しの提出（※）及び書面調査（セルフチェック）提出内容をもとに基準適合を確認します。）。

※複数のベビーシッターが在籍している事業者は、在籍している全てのベビーシッターの資格者証等の写しを提出する必要があります。

※証明書発行状況については、「議事7 事業者への情報提供」での説明のとおり、「ここdeサーチ」等のホームページに掲載します。

※証明書有効期間内であっても、指導監督基準違反が判明した場合は、証明書を返還することになりますのでご注意ください。

4 幼児教育・保育無償化の経過措置終了について

令和元年10月から開始した幼児教育・保育無償化（以下、無償化）は、待機児童対策等の観点から、居宅訪問型を含む認可外保育施設も対象となっており、子どもたちの安全確保が最優先であることを踏まえ、指導監督基準を満たしている事業者のみが対象とされています。しかし、在園児の処遇を鑑み、5年間の経過措置により、指導監督基準を満たしていない事業者についても対象とされてきました。

令和6年10月以降は、本経過措置が終了し、上記3で説明した証明書の交付を受けた事業者のみが無償化の対象施設となります。現在無償化対象施設であっても、令和6年10月以降有効な証明書が交付されていない事業者については、無償化対象外となりますのでご注意ください。

※令和5年度集団指導研修及びセルフチェック結果に基づく証明書は、令和6年4月下旬に交付予定です。

認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対する 令和5年度集団指導研修 実施要項

横浜市主催 【研修受託事業者】株式会社 明日香

このたび、横浜市は市内の認可外保育施設（居宅訪問型）事業者に対し、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和5年3月31日付 子発0331第17号）」において、規定されている立入調査に代えて、事業所長又は保育従事者を一定の場所に集め、保育の質の確保・向上を図ることを目的とした集団指導研修を実施いたします。全事業者、毎年必修の研修になりますので、必ず受講していただきますようお願いいたします。

■受講対象者：横浜市内に所在する認可外保育施設（居宅訪問型）事業者

※保育士資格の有無や役職は問いません。

※法人・個人は問いません。ただし、法人の場合は、なるべく実際に保育に従事する方や従事者を指導する方のご参加をお願いします。

■費用：研修受講料は無料です。

※会場までの交通費等は自己負担となります。

※研修資料は当日の受講者のみに配布します。

■日程及び会場

各回の受付開始時間は、研修開始時間の15分前です。

なお、いずれの日時も研修内容は同じです。※途中、1時間の昼食時間を設けます。

回	日時・時間	施設名	会場名	定員
第1回	令和5年12月19日（火）	ビジョンセンター横浜 （西口）	3階 307A+B	各 80 名
第2回	令和6年1月5日（金）	神奈川県産業振興センター （神奈川県中小企業センタービル）	13階 第1.2会議室	
第3回	令和6年1月9日（火）	ビジョンセンター横浜 （西口）	3階 307A+B	
第4回	令和6年1月16日（火）	神奈川県産業振興センター （神奈川県中小企業センタービル）	13階 第1.2会議室	

■主な内容

1. 子どもの人権を尊重した保育方法
(1) 保育所保育指針や子どもの権利条約における子どもの人権のあり方 (2) 居宅訪問型保育者としての職業倫理 (3) 月齢別の子どもの発達の特徴
2. 居宅訪問型保育のリスクマネジメント
(1) 内閣府のガイドラインやこども家庭庁の認可外保育施設指導監督基準に即して居宅訪問型保育を行う際のリスクマネジメント (2) 子どものアレルギー対応等
3. 保育所保育指針を踏まえた居宅訪問型保育
(1) 居宅訪問型保育における保育所保育指針、認可外保育施設指導監督基準の要点 (2) 手遊び、簡単な制作物の作り方、自宅内のできる遊びなどの実践
4. 乳幼児を対象とした救命手当の実践
(1) 居宅訪問型に特化したBLSアルゴリズム、窒息時の対応、乳幼児心肺蘇生のやり方、保育中に起きやすい鼻血や捻挫などの対応方法

■修了証発行

すべての講義を修了された方に、後日、修了証を送付いたします。（遅刻・早退の場合は、修了証発行の対象になりません。）

■申込方法

以下の①、②いずれかの方法でお申込みください。

①二次元コード

以下の二次元コードをスマホ等で読み取り、お申込みフォームにアクセスしてください。

<https://forms.gle/Aj8MaDP5ygp8u2u7>



②メール

件名に「横浜市居宅訪問型研修」、メール文に下記の【お申込み 必要事項】を入力後、送信してください。

seminar-info@g-asuka.jp



【お申込み 必要事項】（「②メール」で申込みをされる方）

- ①施設名（事業所名）
 - ②施設長名（代表者氏名）
 - ③施設所在地（〒含む事業所所在地）
 - ④施設電話番号（事業所電話番号）
- <受講者情報>
- ⑤氏名（フリガナもご入力ください）
 - ⑥受講希望日（第3希望まで入力してください）
第1希望（第●回） 第2希望（第■回） 第3希望（第◆回）
 - ⑦メールアドレス（緊急連絡先）
 - ⑧携帯番号（緊急連絡先）

申込締切：令和5年11月5日（日）必着

■お申込みの際のお願い（必ずお読みください。）

- ・受講希望日は、第3希望までご記入ください。
- ・受講希望が同日に集中し、定員を超えるご応募がありました場合は、お申込みの際のご希望に応じて第2希望、第3希望の日程にご変更いただく場合があります。1人でも多くの方に受講していただけるよう、皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※Webでのお申込みが困難な方のみ、FAXでも受付いたします。個人情報のため、FAX番号はお間違えの無いよう、くれぐれもご注意ください。また、受信したFAX用紙が不鮮明の場合は、確認のためこちらからご連絡させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

FAX番号：03-6912-2077（株式会社明日香 研修担当）

■受講決定

お申込期間終了後、受講決定者には、「受講決定通知書」を令和5年11月15日（水）を目安に順次ご郵送いたします。

※キャンセルされる場合は、お早めにご連絡ください。



■研修中止・緊急連絡

研修中止（天候不良やコロナ感染拡大等）の場合はメールでのご連絡となります。『@g-asuka.jp』のドメインからのメールを受信できるように、あらかじめメールの設定をお願いします。

■個人情報の取り扱いについて

横浜市個人情報保護条例の規定により厳重な管理を行い、本事業の運営以外の目的には使用いたしません。

■持ち物

- ・資格者証の写し又は受講証明書の写し
(法人の場合は、ベビーシッターとして活動している方全員分の提出が必要です。)

■その他

- ・研修会場への交通手段については、原則として公共交通機関をご利用ください。
- ・本研修の開催に関する研修会場への直接の問合せはご遠慮ください。
- ・会場内は室温調整をしておりますが、個人差がありますのでご自身で調整できる服装でご来場ください。
- ・新型コロナウイルス感染状況により、予定を変更する場合があります。また、マスクの着用や、手指の消毒をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・昼食は各自ご用意ください。会場内での飲食は可能です。また、会場に持ち込む飲み物はフタつきのものとしてください。
- ・ゴミはお持ち帰りください。

■過去の受講生による感想です。(アンケートより一部抜粋)

- ・毎回分かりやすい講義、実践など充実していて勉強になります。すぐに実践できることも多くて参考になりました。ありがとうございました。
- ・1日で盛りだくさんの内容でしたが、実践に活かせるものが多くありがたかったです。
- ・座学と実践をバランス良く行って頂き、効果的に学ぶことが出来ました。ありがとうございました。
- ・とても充実した研修で、日頃の保育を見直すことができました。定期的に研修を受けることが事故を防ぐことに繋がり、意識を改めることが出来ると思います。
- ・コロナで他のベビーシッターさんに会ったり、対面での研修も少なかったのが久しぶりに先生の声を聞きながら、体を動かしながら学べてうれしかったです。
- ・基本1人でシッターをしているので、ケガや異物の除去、心肺蘇生のやり方など教えていただきとても役立つと思いました。

■タイムテーブル（主な内容をふまえ、講義を構成します）

内容	講師	時間
オリエンテーション	株式会社 明日香	09:55~10:00 (5分)
人権知識・職業倫理編	浅井拓久也氏（鎌倉女子大学 准教授）	10:00~11:00 (60分)
休憩		11:00~11:10 (10分)
リスクマネジメント編	浅井拓久也氏（鎌倉女子大学 准教授） * 第1・2回担当 前田和代氏（東京家政大学 准教授） * 第3・4回担当	11:10~12:10 (60分)
休憩（昼食）		12:10~13:10 (60分)
居宅訪問型の保育内容編	小野崎佳代氏（東京未来大学 非常勤講師） * 第1・4回担当 河合英子氏（小田原短期大学 非常勤講師） * 第2・3回担当	13:10~14:10 (60分)
休憩		14:10~14:20 (10分)
救命救急編	松尾瑞穂氏（鎌倉女子大学 講師）	14:20~16:00 (100分)
主催者あいさつ、アンケート記入	横浜市	16:00~16:15 (15分)

■会場所在地

会場名	【第1回、第3回】 ビジョンセンター横浜（西口） 3階 307A+B	
所在地	神奈川県横浜市西区北幸 2-5-15 プレミア横浜西口ビル 2F~4F	
アクセス	・ JR 東海道線・京浜東北線・横須賀線 相模鉄道 本線 「横浜駅（西口）」徒歩 5分	
会場名	【第2回、第4回】 神奈川産業振興センター （神奈川中小企業センタービル） 13階第1、2会議室	
所在地	横浜市中区尾上町 5-80 神奈川中小企業センタービル	
アクセス	・ 地下鉄 [関内駅] 7番出口より 徒歩 2分 ・ JR [関内駅] 北口より 徒歩 5分 ・ みなとみらい線 [馬車道駅] 3番出口より 徒歩 7分	

〈研修に関するお問合せ〉 株式会社明日香
電 話：03-6912-0015（平日 9時~17時）
メール：seminar-info@g-asuka.jp

〈主催〉横浜市こども青少年局保育・教育運営課
電 話：045-671-3564（平日 9時~17時）

3. 認可外保育施設に対する 助成金

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

認可外保育施設へ費用を一部助成します【施設型認可外保育施設】

※令和5年度版の通知です。
※来年度版の通知については、令和6年4月下旬に各施設へ発送予定です。

1 助成対象となる施設の条件

- (1) 横浜市内に所在すること。
- (2) 児童福祉法第59条の2に基づく届出を義務づけられた施設であること。
- (3) 児童福祉法第59条の2及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3に基づく適正な届出を行っていること。
- (4) 企業主導型保育事業ではないこと。
- (5) 横浜保育室事業ではないこと。
- (6) 国・県・その他公益法人等から同様の助成をうけていないこと。

2 助成金の交付対象となる経費

(1) 調理担当職員等の保菌検査助成

ア 給食等の調理又は調乳を行っている施設において、これらの調理又は調乳を専門に担当する職員が当該年度内に行う保菌検査に要する経費。

イ 調理又は調乳を専門に担当する職員がおらず、保育と調理を複数の職員が兼務している場合などは、兼務している当該職員全てが当該年度内に行う保菌検査にかかる経費。

ウ 保菌検査には、O157（腸管出血性大腸菌）に関する検査も含む。

(2) 施設所有・管理者賠償責任保険等加入助成

ア 対象施設の欠陥や管理の不備及び保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、対象施設の利用児童その他第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に発生する、経済上の負担を対象とした保険であること。また、対象施設の利用児童を被保険者とする普通傷害保険についても助成の対象とする。

イ 原則、年間を通じて当該保険に加入していること。

ウ 交付申請の時点で加入している保険であること。（申請時に保険証券の写しを添付していただきます。）

エ 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた保険と同一の保険（保険内容、種類及び保険期間等が同じ保険）ではないこと。

(3) 入所児童の健康診断受診費用助成

継続して入所している児童に対し、医師による健康診断を実施する費用であること。

(4) ブレスチェックセンサー導入にかかる費用

ア 入所している0～2歳の児童を対象に、睡眠中の事故防止を目的として、睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器であること。

イ 導入に要する購入費、初年度にかかるリース料、設置に要する費用を対象とする。

ウ 機器の選定にあたっては、実施主体において、医薬品医療機器等法に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等で導入実績があるなどにより、その安全性能の確認ができること。

エ 当該年度内に導入又は設置を完了し、かつ支払を完了する事業であること。

オ 補助申請にあたっては年度内に、保育従事者すべてが救命救急に関する研修を受講できるよう研修計画を立て、実施すること。なお、代表者等が外部の研修を受講した場合は、施設内の保育従事者に対しても園内研修を行うこと。

カ クレジットカード利用等のクレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は、対象外とする。

※登園管理システム導入に係る費用に関する補助は、別途お知らせします。

3 助成額の算定方法

助成単価に基づき算出した助成基準額と、設置者が当該年度内に行う助成対象となる事業に要する経費として支出した設置者負担額とを比較して、いずれか少ない額となります。助成単価は助成単価表を参照ください。

なお、プレスチェックセンサー導入にかかる費用については、設置者負担額に応じて算定方法が異なりますので、助成単価表を参照ください。

全ての助成項目ごとに、かかった費用を確認する資料の提出をしていただきます。年度末の請求に向けて日頃から準備をお願いします。

4 助成金の交付申請手続き

申請用紙：「認可外保育施設助成金交付申請書」（第1号様式）、申請内容に応じた必要書類

申請先：〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局保育・教育給付課 認可外保育施設助成事業担当

申請方法：これまでの方法（紙で郵送）に加え、電子メールでの申請も受け付けます。添付資料はPDFファイルにしてください。

提出先アドレス：kd-ninkagaikyufu@city.yokohama.jp

（訂正印を押した時、委任状添付の必要がある時は、電子メールでの提出はできません。）

〆 切 日：令和5年7月31日（月） 消印有効

※設置届提出日が8月1日以降の場合、設置届提出月の翌月末が提出期限となります。

5 交付申請後の流れ

令和5年7月31日 申請〆切

令和5年8月～12月 申請書類の審査の結果、交付決定がされた場合には、「認可外保育施設助成金交付決定通知書」にて通知します。

～令和6年1月頃～ 助成項目に【保菌検査】がない施設：「実績報告書兼請求書」の提出に必要な添付資料がそろい次第請求してください。

助成項目に【保菌検査】がある施設：令和6年4月初旬までに提出可能な添付資料をそろえて請求してください。不足書類はそろい次第提出していただきます。

令和6年2月～5月 実績報告書兼請求書の審査の結果、「認可外保育施設助成金額確定通知書」にて通知し、支出します。

※助成事業に係る消費税の確定申告が終了後、すみやかに「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」を提出してください。

【助成単価表】

項 目	助成単価（上限額）
調理担当職員等の保菌検査実施に係る経費	○157に関する検査を含む場合 1施設当たり月額960円 960円以下の場合はその金額 領収書に○157を含む検査であることを記載してください。
	○157に関する検査を含まない場合 1施設当たり月額590円 590円以下の場合はその金額
施設所有・管理者賠償責任保険等の加入に係る経費	1施設当たり年額15,000円 ※年度を通して加入しない場合は月割りになります。
入所児童の健康診断受診に係る経費	児童1人当たり年額2,800円 ※請求時に、実人数を確認するための受診児童名簿の提出が必要です。
プレスチェックセンサー導入にかかる経費	補助率：対象となる費用の3/4 1施設上限：225,000円

担当：横浜市こども青少年局保育・教育給付課
認可外保育施設助成事業担当 TEL：045-671-0234

【参考】令和5年度申請案内
令和6年度は補助額や要件が変更になる場合があります。決まり次第、各施設にお知らせします。

こ保運第1098号
令和5年10月13日

横浜保育室・認可外保育施設
施設長・設置者様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課担当課長

認可外保育施設登園管理システム導入事業補助金の申請について（通知）

日頃より、横浜市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。

標記について、6月26日付通知にて御連絡をしておりますが、補助内容や申請方法に関する詳細を、以下の通りお知らせします。

1 補助対象施設

- (1) 児童福祉法第59条の規定に基づいて適正に届出をしている認可外保育施設
※企業主導型保育事業を含む、居宅訪問型を除く。
- (2) 横浜保育室

2 補助対象経費

園児の登園及び降園の管理に関する機能を有する機器を導入するために要した初期費用
(機器導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)

3 補助額

- (1) 上記システム導入及び必要な端末購入を併せて行う場合
補助対象経費に係る実支出額の5分の4 ※ただし、1施設あたり上限560,000円
- (2) 上記システム導入のみ行う場合
補助対象経費に係る実支出額の5分の4 ※ただし、1施設あたり上限160,000円

4 補助要件

- (1) 令和5年4月1日～令和5年12月31日の間に、システムを導入し支払いを完了すること。
- (2) 適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画に、システムを活用した安全管理の取組について明記すること。
- (3) その他、要綱で定める規定を遵守すること。(要綱は別添参照。)

5 事業実施計画の提出について

補助金の申請をする施設については、別添の「認可外保育施設登園管理システム導入事業実施計画書(第1号様式)」及び添付資料を、期限までに横浜市電子申請・届出システムにて提出してください。

(裏面あり)

(1) 提出期限

令和5年10月31日(火)17時

※原則として、これ以降は受け付けられません。

(2) 申請方法

横浜市電子申請・届出システムにて提出してください。

ただし、設置者以外が申請する場合は、電子申請に加えて、委任状原本を郵送にて提出してください。

(3) 提出資料

ア 認可外保育施設登園管理システム導入事業実施計画書(第1号様式)

イ 認可外保育施設登園管理システム導入事業実施計画経費内訳書

ウ 導入を行う機器が園児の登園及び降園の管理に関する機能を有することが確認できる資料

エ 導入を行う機器の見積書及び内訳明細書

オ 機器の導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境整備等に係る見積書及び内訳明細書

カ 認可外保育施設登園管理システム導入事業補助金に係る委任状【該当施設のみ】

(4) 委任状提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局保育・教育運営課 認可外保育施設担当 宛

6 今後のスケジュール

(1) 実施計画書の審査・承認通知送付

(2) 機器の導入、支払い(未導入施設)

(3) 交付申請書兼実績報告書及び添付書類の提出

(4) 交付決定兼額確定通知送付

(5) 請求書の提出

(6) 支払い

7 添付資料

(1) 申請様式

(2) 申請手順マニュアル

(3) 【郵送提出用】送付票

(4) 認可外保育施設登園管理システム導入事業補助金FAQ

(5) 認可外保育施設登園管理システム導入事業補助金交付要綱

【問合せ】

横浜市こども青少年局保育・教育運営課

認可外保育施設担当 田崎、杉山

TEL:045-671-3564/MAIL:kd-ninkagai@city.yokohama.jp

認可外保育施設へ費用を一部助成します【居宅訪問型保育事業】

※令和5年度版の通知です。
※来年度版の通知については、令和6年4月下旬に各施設へ発送予定です。

1 助成対象となる施設の条件

- (1) 横浜市内に所在すること。
- (2) 児童福祉法第59条の2に基づく届出を義務づけられた施設であること。
- (3) 児童福祉法第59条の2及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の3に基づく適正な届出を行っていること。
- (4) 国・県・その他公益法人等から同様の助成をうけていないこと。

2 助成金の交付対象となる経費

施設所有・管理者賠償責任保険等加入助成

- (1) 対象施設の欠陥や管理の不備及び保育中の監督不注意等によって生じた事故に基づき、対象施設の利用児童その他第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に発生する、経済上の負担を対象とした保険であること。また、対象施設の利用児童を被保険者とする普通傷害保険についても助成の対象とする。
- (2) 原則、年間を通じて当該保険に加入していること。
- (3) 交付申請の時点で加入している保険であること。（申請時に保険証券の写しを添付していただきます。）
- (4) 既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた保険と同一の保険（保険内容、種類及び保険期間等が同じ保険）ではないこと。

3 助成額の算定方法

助成基準額（1施設あたり15,000円（年額））と、設置者が負担した額とを比較していずれか少ない額。ただし、年度の途中に法に基づく届出を行った施設については、当該届出を行った日の属する月以降を対象とした月割りで助成基準額を算出する。

4 助成金の交付申請手続き

申請用紙：「認可外保育施設助成金交付申請書」（第1号様式の2）

申請先：〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階

横浜市こども青少年局保育・教育給付課 認可外保育施設助成事業担当

〆 切 日：令和5年7月31日（月）消印有効

※設置届提出日が8月1日以降の場合、設置届提出月の翌月末が提出期限となります。

5. 交付申請後の流れ

令和5年7月31日 申請〆切

令和5年8月～12月 申請書類の審査の結果、交付決定がされた場合には、「認可外保育施設助成金交付決定通知書」にて通知します。

～令和6年1月頃～ 「実績報告書兼請求書」の提出に必要な添付資料がそろい次第請求してください。
（添付資料：対象保険の保険期間の終了日が3/30以前の場合、更新後の保険証券の写し、更新後の保険料を支払ったことがわかる書類の写し）

令和6年2月～5月 実績報告書兼請求書の審査の結果、「認可外保育施設助成金額確定通知書」にて通知し、支出します。

※請求後、年度内に助成対象の保険契約を解約等した場合は、解約時期に応じた助成金を返還していただきます。

※保険料は、消費税非課税です。

担当：横浜市こども青少年局保育・教育給付課
認可外保育施設助成事業担当

TEL：045-671-0234

4. 事故防止と事故対応

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

事故防止と事故対応については別冊の

資料をご覧ください

5. 本市主催の研修のご案内

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

5 本市主催の研修のご案内

- 保育・教育支援課が開催する研修は、全て横浜市ウェブサイトでご案内します。
- 研修等の情報は「保育・教育の質向上 NEWS」で随時、横浜市ウェブサイト・グループウェア（kintone・キントーン）でお知らせします。
- ◎ 保育・教育支援課ウェブサイトでの主な掲載内容

- ① 横浜市保育・教育施設職員等研修事業ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kenshu/20190401092636300.html>

- (1) 保育・教育の質向上 NEWS
- (2) 年間予定表
- (3) 開催要項・申込みフォーム入口

- ② 情報提供ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kenshu/20190401173725487.html>

- (1) 他機関が開催する研修情報
- (2) 横浜市と昭和女子大学の協定

- 研修の申込みは、上記①ウェブサイトからアクセスし専用フォームからお申し込みください。施設区分・園名・氏名・メールアドレス等の情報を正確に入力してください。
申し込みは「8桁の申込番号」が発行されて終了となります。

なお、研修の申込みには、事業者として事前登録が必要です。次の URL にアクセスし、**新規登録** > **事業者として登録する** へ進み、登録手続きを行ってください。

[事前登録] 横浜市電子申請・届出システム ウェブサイト

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

- 各区で実施する研修については、ネットワーク事務局園からお知らせします。

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」ウェブサイトでは、『よこはま☆保育・教育宣言』の理解を深めていただくために、「ブックレットを活用した園内研修」の事例動画を YouTube で公開しています。ご活用ください。

「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/sengen-ikenbosyuu.html>

6. 施設等利用費 (提供証明書)

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

施設等利用費(提供証明書)について

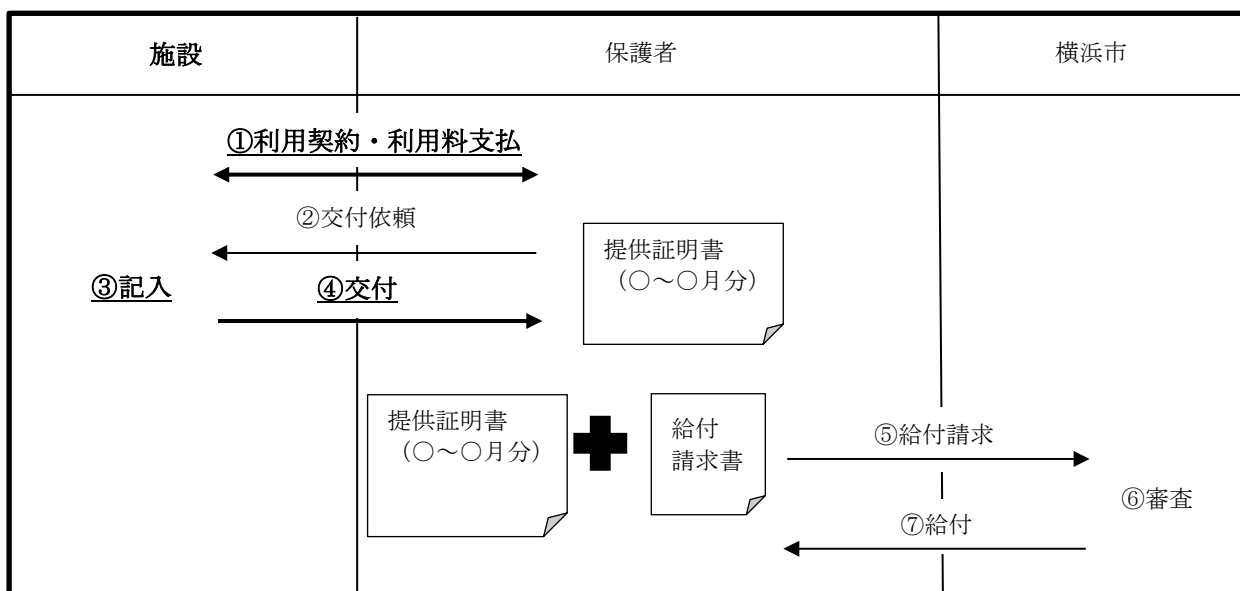
1 概要

3歳児クラスから5歳児クラスの子どもで、①保育の必要性の認定があり、②認可保育所、認定こども園または幼稚園等を利用していない場合、月額 37,000 円を上限として利用料を助成。(0～2歳児クラスは市民税非課税世帯の子どものみ月額 42,000 円を上限)

2 給付方法

保護者が「施設等利用費交付申請書兼請求書」及び「特定子ども・子育て支援の提供にかかる証明書(提供証明書)」を四半期ごと(※)に横浜市に提出します。

なお、提供証明書については、施設等利用給付認定を持つ保護者から施設に記入の申し出がありますので、申し出があった際は施設が提供証明書をご記入ください。



※四半期ごと(4-6月分:7月受付、7-9月分:10月受付、10-12月分:1月受付、1-3月分:4月受付)

施設等利用費の請求方法(事業者向け) →



3 保護者への周知

横浜市 施設等利用費の請求方法について、以下ウェブサイトにてご案内しています。
また、施設等利用費のお問い合わせについては専用ダイヤルをご用意しております。

施設等利用費の請求方法(保護者向け) →



【横浜市 無償化専用ダイヤル】

045 - 840 - 6064

8:00～20:00(土日・祝日含む)

特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書（3か月用）

認定保護者氏名	認定証番号（12桁）	施設等利用給付認定の有効期間
横浜 太郎	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	R ○ / 4 / 1 ~ R ○ / 3 / 31
認定子ども氏名	証明希望年月	連絡先電話番号（任意）
横浜 花子	R ○ / 4 月 ~ R ○ / 6 月	080-1234-5678

↑保護者記入欄（①太枠内を記入、②園・施設に以下の記入を依頼、③施設等利用費交付申請書兼請求書を添えて横浜市宛に請求してください。）
記入内容について利用施設に確認する場合がありますので、ご了承ください。

↓特定子ども・子育て支援施設等・・・保護者からの依頼に基づき〔 〕内をご記入後、右下に園・施設名等を記入・押印してください。

★認可外保育施設等の方はこちら（下の口の中から該当する施設・事業にレ点）

- ・認可外保育施設
 - 施設型認可外保育施設 横浜保育室（3～5歳児クラス・一時保育含）
 - 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）
- ・一時預かり事業
 - 一時保育事業・**★契約形態が月極の場合はレ点し以下は記入不要です。** 一時預かり事業
 - 企業主導型保育施設 **★契約形態が月極以外の場合は、提供した期間を記入してください。**
- ・病児保育事業
 - 病児保育事業 病後児保育事業

利用年月	認定有効期間中の提供期間 <input checked="" type="checkbox"/> 月極※	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯を記入	認定有効期間中の利用料（A） ★無償化対象	認定有効期間中の特定費用（B） ★無償化対象外	認定有効期間中の領収金額 （A）+（B）
R ○ 年 4 月	日 ~ 日	8 : 30	30,000 円	5,000 円	35,000 円
R ○ 年 5 月	日 ~ 日	~	30,000 円	6,000 円	36,000 円
R ○ 年 6 月	日 ~ 日	18 : 15	30,000 円	4,000 円	34,000 円

※契約形態が月極の場合はレ点し、以下は記入不要です。
契約形態が月極以外の場合は、提供期間を記入してください。

特定費用・・・日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等実費徴収したもの。

★いくつか利用時間にパターンがある場合でも、
主な利用時間を1つ記載してください。

利用年月	提供期間（提供日数も記入） ※実際の利用日を含む「提供期間」を記入	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯を記入	認定有効期間中の利用料（A）	認定有効期間中の特定費用（B）	認定有効期間中の領収金額
R 年 月	日 ~ 日（日）	:			円
R 年 月	日 ~ 日（日）	~			円
R 年 月	日 ~ 日（日）	:			円

★領収金額から特定費用を除いた金額が
無償化対象費用となります。

※特定費用とは、日用品、文房具、行事参加費、
食材料費、通園送迎費等実費徴収したもの。

★施設の所在地等は「特定子ども・子育て支援施設等
確認申請書」のとおり、記載してください。

、通園送迎費等実費徴収となるもの。

上記のとおり認定子ども・子育て支援の
費用の額を証明します。

特定子ども・子育て支援の

令和 ○ 年 7 月 5 日

園・施設の所在地	横浜市中区港町1-1
園・施設の名称	みなと保育園
園長・施設長の氏名	みなと 太郎
園・施設の電話番号	045-123-4567

子ども・子育て支援法施行規則第28条の19第2項に基づく特定子ども・子育て支援に要した費用の額に関する証拠書類も兼ねることができます。

【記入時の注意】

- ①必ず「月ごと」に記入してください。数か月分を合算して記入した場合は無効です。
- ②記入内容を訂正する場合は、修正液・修正テープを使用せず二重線を引き正しい内容を横に記入してください。

7. 利用状況報告書

(企業主導型)

<対象施設>

企業主導型

企業主導型保育事業 設置者 各位
 施設長 各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

企業主導型保育事業 利用状況報告書等の提出について（依頼）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力いただきありがとうございます。

内閣府通知「企業主導型保育施設の利用状況の報告について」（令和元年 8 月 19 日付事務連絡）に基づき、令和 5 年 4 月 1 日時点の利用児童について、「**企業主導型保育事業利用状況報告書**」の提出を依頼します。

つきましては、「企業主導型保育事業利用状況報告書」に必要事項を入力し、以下の方法で提出をお願いいたします。

なお、本市への報告後に

- ① 新たに児童が利用を開始（入所）した場合には「**利用報告書**」を、
- ② 利用を終了（退所）した場合 又は
- ③ 利用者の居住する市町村が変わった場合には「**利用終了報告書**」を、
その都度本市に提出してください。

（横浜市外在住の児童については、在住する市宛に報告してください。）

様式は横浜市HP「企業主導型保育事業を実施している事業者の方へ」にてダウンロードが可能です。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/kigyosyudo-jigyousya.html>

横浜市 企業主導型

🔍 検索

1 提出期限

「企業主導型保育事業利用状況報告書」：令和 5 年 4 月 7 日（金）

「利用報告書」及び「利用終了報告書」：変更があり次第、提出してください。

2 提出方法 次の(1)～(3)いずれかの方法で提出してください。

- (1) 横浜市電子申請システム「**【企業主導型保育事業】利用状況報告書等提出フォーム**」から提出
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>
 手続き一覧（事業者向け）から、企業主導型で検索してください。

※パスワード無での提出が可能です。

- (2) Eメール (kd-kigyou@city.yokohama.jp) で提出

※パスワードをかけてください。

- (3) 郵送で提出 送付先：〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-8 関内新井ビル 9F
 横浜市こども青少年局保育・教育給付課（企業主導型担当）

担当：横浜市こども青少年局保育・教育給付課
 宮武、松下 電話：045-671-0232

企業主導型保育事業利用状況報告書（令和 6 年4月1日現在）

(宛先)横浜市長

令和 6 年4月1日現在、本施設(子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設)を利用する
 小学校就学前子どものうち、貴市町村に居住する子どもについて、次のとおり報告します。

(当園は3歳児クラスまでの受入です。)

子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ	こぞだてホイクエン	所在地	〒231-0015 TEL 045-671-0232
施設名	こぞだて保育園	所在地	横浜市中区尾上町8-1関内新井ビル9階

本施設を利用する小学校就学前子どものうち、貴市に居住する子ども

No.	利用形態 (従業員枠 または 地域枠)	クラス	フリガナ		保護者との続柄	居住地	フリガナ	
			児童の氏名	児童の生年月日			保護者の氏名	保護者の生年月日
1	従業員枠	0歳児	ヨコハマ タロウ	2023年4月21日	父	〒230-0001 鶴見区〇〇町1-1-1	ヨコハマ ゴロウ	1990年5月5日
			横浜 太郎				横浜 五郎	
2	地域枠	1歳児	カナガワ ハル	2022年10月5日	母	〒230-0000 鶴見区△△町1-1	カナガワ ハナ	1995年9月6日
			神奈川 はる				神奈川 はな	
3	地域枠	2歳児	カンナイ イチロウ	2021年9月4日	祖母	〒230-0000 鶴見区□□町2-2	カンナイ サクラ	1970年2月22日
			関内 一郎				関内 さくら	
4				年 月 日		〒		年 月 日
5				年 月 日		〒		年 月 日
6				年 月 日		〒		年 月 日
7				年 月 日		〒		年 月 日
8				年 月 日		〒		年 月 日
9				年 月 日		〒		年 月 日
10				年 月 日		〒		年 月 日
11				年 月 日		〒		年 月 日
12				年 月 日		〒		年 月 日
13				年 月 日		〒		年 月 日
14				年 月 日		〒		年 月 日
15				年 月 日		〒		年 月 日

記入誤り、記入漏れが多いです
 提出前に確認をお願いします

記入見本

2024年4月30日

企業主導型保育事業利用報告書

(宛先) 横浜市長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を開始したので、居住地である横浜市に報告します。

- 本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに当施設に提出して下さい。
 - ①当施設の利用を開始したとき
 - ②当施設の利用中、横浜市に居住地が変わったとき

記入見本

- 本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての児童において作成し、市町村へ提出するものです。ただし、「一時預かり事業」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出は不要です。

1 保護者

フリガナ	トツカ ハナコ		生年月日	1997年6月5日
氏名	戸塚 花子		連絡先	090-1111-0000 自宅・携帯・勤務先
居住地	〒234-0000 横浜市港南区●●町5-5			

記入誤り、記入漏れが多いです
提出前に確認をお願いします

2 利用する児童

フリガナ	トツカ カズコ		生年月日	2022年11月22日
氏名	戸塚 一子		上記保護者との続柄	母
居住地 <small>保護者と異なる場合のみ記載</small>	〒 横浜市 区		利用形態	<input type="checkbox"/> 従業員枠 <input checked="" type="checkbox"/> 地域枠

3 利用を開始する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ	コソダテホイクエン	所在地	〒231-0015 TEL045-671-0232
施設名	こそだて保育園	所在地	横浜市中区尾上町1-8関内新井ビル9階
		利用開始日	2024年4月15日

2024年4月30日

企業主導型保育事業利用終了報告書

(宛先) 横浜市長

私は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用を終了するので、居住地である横浜市に報告します。

- 本報告書は、以下に該当した場合に、速やかに当施設に提出して下さい。
 - ①当施設の利用を終了したとき
 - ②当施設の利用中、横浜市から他の市町村に居住地が変わったとき

記入見本

- 本報告書は、企業主導型保育事業を利用している全ての児童において作成し、市町村へ提出するものです。ただし、「一時預かり事業」「病児保育事業」のみを利用している児童については、提出は不要です。

1 保護者

フリガナ	ヨコハマ ゴロウ		生年月日	1990年5月5日
氏名	横浜 五郎		連絡先	〇〇〇-△△△△-◇◇◇◇ 携帯
居住地	〒230-0001 鶴見区〇〇町1-1-1			

記入誤り、記入漏れが多いです
提出前に確認をお願いします

2 利用を終了する児童

フリガナ	ヨコハマ タロウ	上記保護者との続柄	父	生年月日	2023年4月21日
氏名	横浜 太郎			利用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 従業員枠 <input type="checkbox"/> 地域枠
居住地 <small>保護者と異なる場合のみ記載</small>	〒 横浜市 区				

3 利用を終了する子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)

フリガナ	コソダテホイクエン	所在地	〒231-0015 TEL045-671-0232
施設名	こそだて保育園		横浜市中区尾上町1-8関内新井ビル9階
		利用終了日	2024年4月5日

8. 幼児教育・保育の無償化
に伴い特定子ども・子育て支
援施設等が備えるべき基準に
ついて

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

【認可外保育施設・横浜保育室】

幼児教育・保育の無償化に伴い特定子ども・ 子育て支援施設等が備えるべき基準について

令和6年3月 こども青少年局保育・教育運営課

目次

- 1 特定子ども・子育て支援施設等とは
- 2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準
- 3 特定子ども・子育て支援施設等への指導監査
- 4 参考資料
 - <参考1> 幼児教育・保育の無償化について
 - <参考2> 施設等利用費の給付方法
 - <参考3> 根拠規定等

1 特定子ども・子育て支援施設等とは

市町村が「確認」をした、次の施設・事業を指します。

1. 私学助成幼稚園等、特別支援学校
2. **認可外保育施設** (※)
3. **横浜保育室**
4. 幼稚園等で実施する預かり保育事業
5. 一時預かり事業（一時保育事業、年度限定保育事業、横浜市の選定を受けた**乳幼児一時預かり事業**ほか）
6. 病児保育事業
7. 子育て援助活動支援事業（子育てサポートシステム）



※認可外保育施設のうち企業主導型保育事業は、別途政令で定める無償化対象施設であるため、市長村が「確認」した特定子ども・子育て支援施設等ではありません。ただし、企業主導型保育事業が実施する一時預かり事業や病児保育事業については、特定子ども・子育て支援施設等（事業）として、確認申請書を本市に提出していただく必要があります。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた施設・事業には、「施設等利用費」として公費が充てられるため、利用者への適切な説明を行い、施設等利用費を適正に執行することが求められます。



特定子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法第58条の4第2項に基づき、内閣府令で定める「**運営基準**※」の第53条から第61条に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下、「運営基準」と言います。）

現在、無償化対象となる児童の利用がない場合でも、利用者が無償化の給付認定を受けたときに対応できるよう、日頃から「特定子ども・子育て施設等」として、運営基準に沿った運営にご協力をお願いします。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

- (1) 利用者、利用日、利用時間、利用内容を記録し、
5年間(※)保存してください。

(運営基準第54条及び第61条2項)

* 記録の例：園日誌や保育日誌、出席簿など

※幼児教育・保育の無償化が施行された令和元年10月以降のものが対象となります。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

- (2) 利用に際しては、保護者に利用料をあらかじめ示した
うえで支払いを受けてください。
また、特定費用(※)を徴収する場合は、「**用途及び額並びに
理由**」をあらかじめ書面で示し、**同意を得てください。**
(運営基準第55条)

* 申込や契約を交わす前に、募集要項、利用案内、園のしおり、
重要事項説明書等で、利用料と特定費用を示し説明してください。

※特定費用とは…日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等
(無償化の対象となりません。)

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(3) 領収書の発行について

利用料の支払いを受ける際に「領収書」を交付してください。
また、利用料の他に特定費用（※）がある場合は、内訳を示して記載してください。（運営基準第56条1項）

※特定費用とは…日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等
（無償化の対象となりません。）

横浜保育室0～2歳児クラスの非課税世帯の場合、施設等利用費を施設が代理受領（市が施設に給付）しているため、「代理受領額通知書」によりその額を保護者あてに明示する必要があります。（運営基準第57条）

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

■ 領収書の読替えについて

次の書類について、利用料と特定費用の額が分かるものであれば領収書への読替えを可とします。

**口座引き落としや電子マネー支払い等の利用明細通知、
利用申込書の保護者控え、領収印やサインのある集金袋の写し
支払いが給与天引きの際の給与明細への記載 等**

* 保護者に交付した領収書の内容がわかるよう、園にも控えや記録（電子データも可）を残すようお願いします。

* 保護者から領収書の発行を求められた場合には、別途発行が必要です。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

■一定額の料金について、定期的に支払いを受ける場合

あらかじめ募集要項や利用案内等で示した料金について、毎月決まった金額を口座引き落とし等により、支払いを受けている場合は、毎月の明細通知の発行を省略することも可とします。

ただし、支払い額に変更が生じた場合（料金の変更や行事費等の追加徴収など）は、領収書や明細書もしくは園だより等により、保護者に料金の内訳をお知らせしてください。

*この場合も、保護者に料金の内訳をお知らせした領収書や明細書もしくは園だより等の控えや記録（電子データも可）を園に残してください。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(4) 保護者から求められた際は、利用日、利用時間、利用内容、利用料等を記載した「提供証明書」を交付してください。

(運営基準第56条2項)

*保護者から求められた場合に速やかに交付できるよう、日ごろから利用の記録や利用料等の帳簿などの書類の整備をお願いいたします。

提供証明書の記載方法についてのお問合せは下記担当へお願いいたします。

【保育・教育給付課 施設等利用費給付担当】045-671-0233

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(5) 保護者が、偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知してください。

(運営基準第58条)

* 保護者が不正な行為により施設等利用費の支給を受けていることが疑われる場合は、保育・教育運営課へご相談ください。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(6) 利用児童に対し、国籍、信条、社会的身分又は無償化対象か否かによって、差別的取り扱いをしてはなりません。

(運営基準第59条)

* 無償化対象者であることだけを理由に、利用料を高く設定する等の取り扱いは認められません。

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(7) 職員（退職した職員を含む）及び管理者が、
業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を漏らすことが
ないように、秘密保持に関する措置をしてください。

（運営基準第60条 1 項及び 2 項）

* 秘密保持に関する措置の例：

職員向け研修の実施やマニュアルの整備、就業規則または雇用契約書
への秘密保持の項目記載など

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(8) 小学校、その他の機関へ利用児童の情報を提供する際
には、法令等の根拠がある場合を除き、あらかじめ文書に
より保護者の同意を得てください。

（運営基準第60条 3 項）

* 法令等に根拠がない場合には、利用児童の情報を提供する前に
文書で保護者の同意を得るようにしてください。

○ 進学先の小学校等への保育要録・指導要録・こども要録の送付について

要録は、子どもの最善の利益を考慮し、保育・教育施設から小学校等へ、子どもの可能性を受け渡していくためのものです。子どものこれまでの育ちや学びを進学先の小学校等に伝え、就学後の生活や学びにつなげていくためにも、単に要録を送付するのではなく、小学校との顔の見える連携を図りながら、一人ひとりの子どものよさや全体像も付加しながら、丁寧に引継ぐことが大切です。

そのため、小学校等への要録の送付等について、保護者にあらかじめ周知することが適当です。

要録を進学先の小学校等へ送付することは、法令等に根拠があり、保護者の「文書による同意」は不要とされていますが、入園時の募集要項や利用案内、または、重要事項説明書等に、次のような説明を記載するほか、年長への進級時などの機会をとらえ、小学校等への要録の送付等について保護者へお知らせするようお願いいたします。

<周知文例>

「進学先の小学校等における子どもの理解を助け、円滑な接続を図り、子どもの育ちを支えるために、進学先の小学校等に対し、子どもの情報（要録等）を提供します。」

2 特定子ども・子育て支援施設等が備えるべき基準

(9) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくよう お願いします。（運営基準第61条 1項）

区 分	諸記録の例
職員に関する記録の例	雇用契約書、労働条件通知書、シフト表、勤務記録表、就業規則、給与規程、社会保険への加入を証する書類、安全衛生管理体制が分かる書類、職員の健康診断の実施状況がわかる書類
設備に関する記録の例	施設・設備が法令その他各自治体が定める設置基準に従って整備されていることが分かる書類、施設・設備や備品等が児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類、防災計画・害虫駆除・受動喫煙の防止・事故発生防止・防犯対策等が適正に実施されていることがわかる書類
会計に関する記録の例	経理規定、収支計算書、損益計算書、貸借対照表、出納管理簿

* 書類名は、あくまで例示であり、全てを備えるべきということではありません。

3 特定子ども・子育て支援施設等への指導監査

▶子ども・子育て支援法に基づき、無償化給付費（施設等利用費）に関する事務が適正に行われているかを確認します。

★指導監査について

指導…集団指導と実地指導を全ての施設等に対して、定期的に行います。

集団指導は、運営基準に基づき無償化対象施設として備えるべき書類や対応について、説明会で周知します。

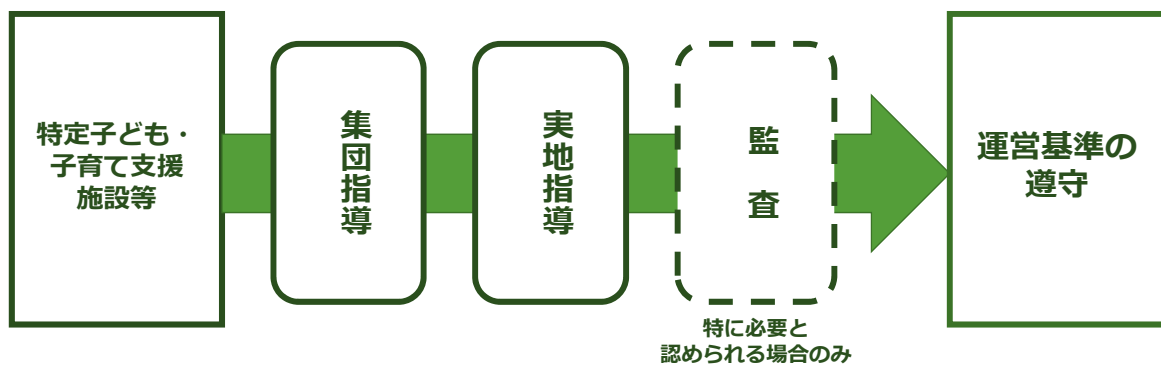
実地指導は、区役所が実施する立入調査時に書類確認及びヒアリングを行います。

監査…著しい違反や不正が疑われるなど、特に調査が必要な場合に実施します。

*居宅訪問型（ベビーシッター）の実地指導は、セルフチェックシートの提出により行う予定です。

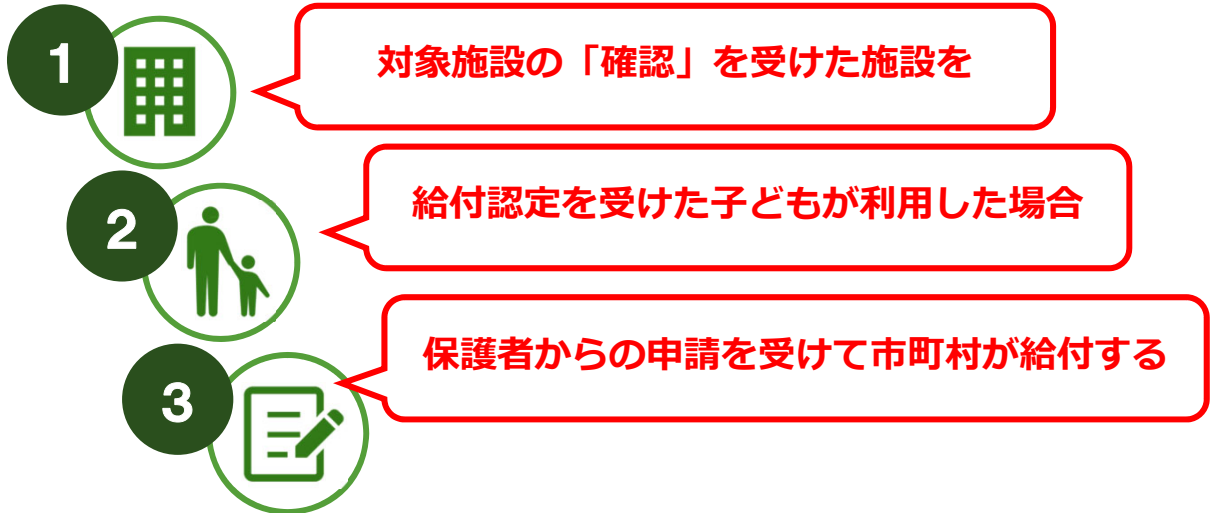
3 特定子ども・子育て支援施設等への指導監査

＜指導監査の流れ＞



<参考 1> 幼児教育・保育の無償化について

【無償化手続きの3ステップ】



<参考 2> 施設等利用費の給付方法

	認可外保育施設・乳幼児一時預かり事業 企業主導型（一時預かり・病児） 横浜保育室3～5歳児クラス	横浜保育室0～2歳児クラス （非課税世帯のみ）
保護者	利用料を施設に支払い 提供証明書を添付し市に給付申請 給付金受け取り	給付申請手続きは不要です
事業者	利用料徴収 提供証明書発行	市に給付申請し、代理受領 （横浜保育室事業助成金の手続き に組み込まれています）
市	提供証明書等を確認し <u>保護者に直接給付（四半期ごと）</u>	施設に給付

＜参考3＞ 根拠規定等

子ども・子育て支援法（抜粋）

(特定子ども・子育て支援施設等の基準)

第五十八条の四

2 特定子ども・子育て支援提供者は、内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければならない。

(準用)

第三十条の三 第十二条から第十八条までの規定は、子育てのための施設等利用給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告等)

第十四条 市町村は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を行う者若しくはこれを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該教育・保育を行う施設若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

＜参考3＞ 根拠規定等

子ども・子育て支援法（抜粋）

(報告等)

第五十八条の八 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員であった者(以下この項において「特定子ども・子育て支援提供者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、特定子ども・子育て支援提供者若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員若しくは特定子ども・子育て支援提供者であった者等に対し出頭を求め、又は当該市町村の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所、特定子ども・子育て支援提供者の事務所その他特定子ども・子育て支援施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

＜参考3＞ 根拠規定等

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(趣旨)

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者(法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

＜参考3＞ 根拠規定等

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(利用料及び特定費用の額の受領)

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

＜参考3＞ 根拠規定等

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(法定代理受領の場合の読替え)

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

＜参考3＞ 根拠規定等

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

<参考3> 根拠規定等

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準 (抜粋)

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

<参考3> 根拠規定等

(参考) 職員、設備及び会計に関する諸記録の例（「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」より）

区 分	諸記録の例
職員に関する記録の例	<ul style="list-style-type: none"> ・労働契約における契約書・その他適正な賃金や労働条件を明示した書類や文書等 ・各時間帯において保育従事者が施設等の規模に応じて各々の基準どおり（または適正に）配置されていることがわかる書類 ・正規の手続きを経て整備された就業規則や給与規程等 ・社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険等）への加入を証する書類 ・安全衛生管理体制が分かる書類 ・職員の健康診断の実施状況が分かる書類
設備に関する記録の例	<ul style="list-style-type: none"> ・施設・設備が、法令その他各自治体が認める設置基準に従って整備されていることがわかる書類 ・施設・設備、備品等が、児童の保健衛生・危害防止に十分配慮され衛生的に管理されていることがわかる書類 ・防災計画、害虫駆除、受動喫煙の防止、事故発生防止、防犯対策等が適正に実施されているかがわかる書類
会計に関する記録の例	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めているか。 ・各会計年度に作成すべき計算書類（収支計算書、損益計算書、貸借対照表等） ・施設利用者から預かる金銭等を含めた現預金等の出納管理簿

9. 「ここ de サーチ」による
市民への情報提供

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」による ホームページでの市民への情報提供について

市民のみなさまへの適切な情報提供のため、認可外保育施設の施設情報や指導結果を本市ホームページにて公表しています。

1 「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」の概要について

子ども・子育て支援法第58条に基づき、福祉医療機構が運営する情報サイト「子ども・子育て支援情報公表システム」（ここ de サーチ）において各教育・保育施設の情報をインターネット上で公表しています。これにより令和2年11月から市民の方が、ここ de サーチを利用して、全国の保育所等の情報を検索できるようになりました。

ここ de サーチに掲載される認可外保育施設の情報は、横浜市が各種届出等をもとに情報を登録することになっています。

ここ de サーチ運用開始に伴い、本市ホームページの「保育所・保育施設検索」のページは、令和2年度末で廃止しております。

2 居宅訪問型事業者の方へ

令和6年度の児童福祉法の改正により、ここ de サーチへの情報掲載が義務化されました。横浜市では、これまで設置届又は運営状況報告書で掲載についての意思確認をした上で公表していましたが、今後は全事業者公表対象となります。

ただし、住所や電話番号等の個人情報に関しては、引き続き非公表または一部公表となります。

3 掲載項目について

以下（次ページ）の種別に応じた項目について、ここ de サーチに掲載する予定です。

※「議事5 本市主催の研修のご案内」で説明した、保育・教育支援課が実施する研修や、「議事2 居宅訪問型に対する指導監督について」で説明した、保育・教育運営課が実施する集団指導研修を受講された場合は、それぞれの研修について、受講済み施設としてここ de サーチに掲載する予定です。

【ここ de サーチ掲載予定の項目】

項目		施設型	居宅訪問型 (法人)	居宅訪問型 (個人)
施設基本情報	施設名	○	○	○
	設置者・管理者	○	○	○
	施設所在地	○	○	△ (区名まで)
	電話番号	○	○	
	交通手段	○	○	
	事業開始年月日	○	○	○
	届け出受理日	○	○	○
	施設型類型区分	○	○	○
	基準を満たす旨の証明書交付状況	○		
サービス内容	利用定員 (合計)	○		
	開所時間	○		
	保育従事者数	○		
	有資格者数	○		
	研修受講数	○		
指導監督等実績	前年度年次報告提出実績	○	○	○
	前年度監査実績 (改善事項の有無)	○	○	○
	定期立入調査結果	○		
その他	居宅訪問型の立入調査に代わる集団 指導研修 (居宅訪問型) の受講状況		○	○
	居宅訪問型の登録マッチングサイト			○
	児童福祉法第 59 条の 2 の 2 において、 掲載が義務付けられている項目	○	○	○

10. 事務連絡

<対象施設>

施設型

居宅訪問型

企業主導型

事務連絡

1 グループウェア（以下、kintone）を用いた連絡について（施設型・企業主導型対象）

こども青少年局からお送りする園の運営に関する通知等については、これまではメールで周知を行っていましたが、令和5年1月10日（火）より、kintoneによる通知に変更しました。

今後、横浜市からの通知やお知らせ、調査依頼等は、原則 kintone にてご案内しますので、ログイン等が確実にできるよう、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。詳細は別紙をご確認ください。

なお、個別施設への連絡は、従来通りメール等での運用を継続します。その際は、設置届及び、毎年ご提出いただく運営状況報告書に記載のメールアドレスにご連絡いたします。

2 本市ホームページの定期的な確認について（全施設対象）

事業者のみなさまへ知っていただきたい事項については、本市ホームページに掲載しています。

事業者のみなさまにおかれましては、定期的に本市ホームページをご確認いただきますようお願いいたします。

【施設型ホームページ】（「横浜市」「認可外」で検索）

「認可外保育施設を開設されている方へ（開設をお考えの方へ）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai-jigyousya.html>

【居宅訪問型ホームページ】（「横浜市」「認可外」「居宅訪問」で検索）

「認可外保育施設を開設されている方へ（居宅訪問型の開設をお考えの方へ）」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/ninkagai/ninkagai-kyotaku.html>

こ保運第 1254 号
令和 4 年 12 月 1 日

保育・教育施設 設置者様
施設長・園長 様

こども青少年局保育・教育運営課担当課長

グループウェア（kintone）を用いた連絡方法への移行について（依頼）

日頃より横浜市の保育・教育行政にご協力くださり、誠にありがとうございます。

また、先般はグループウェア kintone（以下 kintone）の導入に当たり様々な御協力をいただき感謝申し上げます。

御協力いただいた結果、横浜市内の保育・教育施設の kintone のアカウント登録を完了することができました。

つきましては、kintone 導入にあたり御案内させていただいていたとおり、横浜市の関係課から保育・教育施設への通知等について、次のとおり連絡方法を変更いたしますので御協力くださいますようお願いいたします。

1 変更内容

現在、横浜市から保育・教育施設全般への通知等はメール、FAX 及び郵送（以下メール等）と kintone の併用となっておりますが、令和 5 年 1 月 10 日（火）をもってメール等での通知等を終了し kintone のみでの通知にさせていただきます。

- ・これにより、過去の通知をカテゴリー別に探しやすくなるほか、添付資料のダウンロード期限が過ぎて確認できない、等の状況が改善されます。
- ・個別施設への連絡は、従来通りメール等での運用を継続します。

2 対象施設

横浜市内の認定こども園、認可保育所、市立保育所、地域型保育事業、横浜保育室、及び届出済の認可外保育施設（施設型のみ）

3 対象通知等

横浜市こども青少年局保育・教育部各課および各区こども家庭支援課からの、施設全般向けの通知等

4 施設の皆様へのお願い

kintone を通じて横浜市から通知を行った場合、ご登録のメールアドレスに kintone から連絡が入ります。その際はすみやかに kintone にアクセスし通知のご確認をお願いします。

担当 こども青少年局保育・教育運営課 高橋 伊藤

TEL：045-671-3564

E-mail: kd-uneishidou@city.yokohama.jp

資料配布

無償化認定手続きに係る保護者へのご案内について

横浜市にお住まいの利用者が幼児教育・保育の無償化にかかる給付（以下、「無償化給付」）を受けるためには、給付費の請求に先立ち、横浜市から保育の必要性の認定を受ける必要があります。無償化の制度周知のため、横浜市では各種チラシや認定申請案内を作成しています。改めまして、保護者への無償化給付に係る手続きの周知について、ご協力くださいますようお願いいたします。

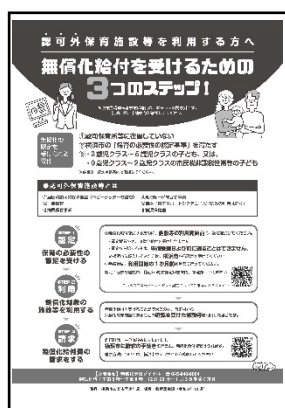
※ 特に保育の必要性のある2歳児クラスの在園児童は、3歳児クラスへの進級を機に、認定要件から「市民税非課税世帯等であること」の条件がなくなるので、給付認定を受けることのできる方が多くなります。進級する前に漏れの無いよう、ご案内をお願いします。

ご不明な点がございましたら、施設等のある区の区役所こども家庭支援課にお問い合わせください。

《参考》無償化の認定を受けられる要件

- ① 認可保育所等に在園していない
 - ② 横浜市の「保育の必要性の認定基準」を満たす
 - ③ ・ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子ども、又は、
・ 0歳児クラスから2歳児クラスの市民税非課税世帯等の子ども
- ※ 詳細は『横浜市給付認定申請案内』をご覧ください。

《無償化チラシ》



《認定申請案内》



いずれも横浜市ウェブサイトから、ダウンロードをお願いします。



横浜市 認可外 認定

検索

横浜市こども青少年局 保育・教育認定課
認定担当
045-671-0253